

○農林水産省告示第千八百八十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣 山本 有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
北海道七飯町 福井県鯖江市 岐阜県岐阜市 三重県明和町 玉城町 滋賀県近江八幡市 島根県松江市	平成二十八年十月一日

<p>富山県富山市 兵庫県神戸市</p>	<p>平成二十九年一月一日</p>
<p>埼玉県蓮田市 愛知県一宮市</p>	<p>平成二十九年四月一日</p>